



最近の社会情勢から考える 子どもの諸課題

～Ⅱ. いじめの事象から見えてくるもの～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会长、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

最近の報告されている統計を見て見ますと児童虐待・いじめ・不登校などの事象は児童数の減少の中でも増加傾向にあります。特に児童虐待といじめの件数は急増しています。反面、暴力行為など表面に現れる非行の事象は減少傾向にありますが、小学校での増加の問題とともに表面的には数字になつて現れにくいネット上での問題が多くなつていて傾向にあります。

また、最近ではスマホなどによるネットやゲーム等への依存が強い子どもが増加しており、和歌山県の小学生によるゲーム等の利用



時間は全国平均よりも高い状況にあります。ゲーム等への依存は生活習慣の乱れや学力の低下との関係が高いと言われています。和歌山県教育委員会では「学校における依存症対策有識者会議」を立ち上げたところであり、今後、依存症等予防及び防止教育の施策を講じていくことになります。

このような課題に直面する子どもたちは何らかのトラウマ（心の傷）を負い、P T S D（心的外傷後ストレス障害）となつて、将来にわたつての生活に支障を来す場合が多いことを念頭に置いて対応することが重要であります。

特に児童虐待やいじめは継続的なトラウマ体験が続くことが多いために、人を信じることができなくなるだけでなく、自己否定感情が強くなり自分も信じることができないという大変な課題を持つた

人生を歩むことになります。また、これらの事象は社会情勢や文化を反映した課題でもあり、どこにでも誰にでも起こりうる可能性を持っており、特別なものではないという認識で取り組む必要があることを強調しておきたいです。

そしてこれらの諸課題に苦しんでいる子どもたちには、「これらの課題を乗り越えて人格が成長する機会である」と前向きに考えて支援していくことが大切だと思っています。これらの課題への対応は子ども自身や家庭だけでの解決は困難な場合が多く、社会全体で支援していくという考え方が重要になります。

今回はいじめ問題を通して、その原因や背景を探りながら社会的に問題となる課題や対応策を考えていきたいと思います。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成二十五年九月二十八日施行）でのいじめの定義は、「児童生徒に対し、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。要約すれば「日頃、子ども同士が何らかの関係性がある中で、加害者が心理的・物理的な影響を与えて、被害者が心身の苦痛を感じているもの」と言えると思います。

いじめ防止対策推進法（平成二十五年九月二十八日施行）でのいじめの定義は、「児童生徒に対し、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。要約すれば「日頃、子ども同士が何らかの関係性がある中で、加害者が心理的・物理的な影響を与えて、被害者が心身の苦痛を感じているもの」と言えると思います。

いった文言が削除されました。これは「いじめられていた弱者がネットなどでいじめる側に逆転する場合があること」、「一回でも被害者が苦痛を感じていればいじめとして認知していくことが大切である」、「深刻さは客観的に行うより被害者の気持ちを優先して認知する」という考え方が定義の改正に盛り込まれているからだと考えます。

学校はいじめの実態が一回であつても、いじめられた子どもの立場に立つて、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていればいじめと認知して文部科学省に報告し、対応策を講じていかなければならぬことになっています。

この法律では「いじめの防止等のための対策の基本理念」、「いじめの禁止」、「関係者の責務」等を定めています。

2. いじめの実態

平成三十年度の全国小・中・高等学校及び特別支援学校での認知件数は543、933件（前年度414、378件）と前年より129、555件も増加しており、児童生徒1,000人当たりの認知件数は40.9件であります。



それまでの件数を見てみますと平成十七年度は20、143件であったのが、大津市で起こつたいじめによる死亡事件直後の平成十八年度に124、893件と急増していますがその後、漸減して平成二十三年度は70、231件になつてきました。それが法制定後は急激に増加の傾向にあります。

平成十七年当時、学校が挙げている不登校の原因背景の中で、いじめとの関連は1～2%だけだったのですが、私のゼミ生が行つた不登校生徒からの調査では70%以上がいじめとの関連性を挙げていました。調査結果を見る場合、誰からの調査であるかを確認しておく必要があるようです。

いじめの件数はいじめ防止対策推進法ができるまでは、大きな事件が報道された直後や定義が改正

された直後は急増していますが、その翌年から急激に減少することを何回も繰り返しています。学校はいじめに対する感度が低く、いじめの発見や認知をしにくい体质にあつたといわざるを得ません。

平成三十年度の和歌山県でのいじめの認知件数は5、834件（前年度4、312件）で1,000人当たりの認知件数は58.1（全国40.9）で十二位と全国的にも高い位置にあります。私は認知件数が高いことが直接問題であることに結びつかないと思つています。和歌山県のいじめの解消率が

非常に高いことからも、いじめの早期発見による対応がいじめの解消につながつてている良い傾向と考えています。

いじめは誰にでもどこにでも起こるものであるという認識で早期発見・早期対応が重要であると思います。

私は教育委員に任命された年にいじめに関する研修を他府県の教育委員の皆さんと一緒に受けたこ

とがあります。そのときは和歌山

県の認知件数はかなり高かつたのですが、隣りにいる方の県は非常に低い状況にありました。研修を進めていく中でその方は「はじめは認知件数が低いことは良い傾向だと思っていたが、むしろ発見・

認知ができていない体质にあるという心配の方が強くなつてきた」と言わっていました。いじめの認知件数が高くても小さないじめを見逃さずに発見・認知して解消している学校の方が積極的にいじめの解消に取り組んでいる学校だと考えます。

いじめは誰にでもどこにでも起こるものであるという認識で早期発見・早期対応が重要であると思思います。

最近の傾向として、いじめは小学校低学年での増加が目立ちますが、その後減少して中学校一年生

でも増加しています。中一ギヤップと呼ばれていますが、不登校・ひきこもり・暴力行為などとも共通して中学校一年生で急増する傾向にあります。いじめは暴力行為と同じように二年生をピークに三年生で減少していますが、不登校は三年になつても増加の傾向にあります。いじめや暴力行為は進学をあまり意識しないですむ時期での遊び型・発散型が多く、どこまで許されるかを試すような形で現れているように思います。反面、不登校の子どもは進学のストレスに押しつぶされやすい傾向にあるかもしれません。

3. いじめの特性
(1) 幼児期のいじめとの関連
 私は平成五年当時、和歌山県中央児童相談所で「子どもと家庭のテレフォン110番」という電話

相談事業を立ち上げる担当になつたことがあります。児童相談所の一般的な相談でのいじめ相談はほとんどなかつたのですが、この電話相談でのいじめ相談は結構ありました。

その多くは「幼児期のものの取り合い」を親がいじめられていると考えて過剰に心配している内容が多かつたように記憶しています。

三歳前後の子どもは自己中心的ではありますが、自己を主張しながらも他の子どもとの関わりで対人関係のルールを覚えていく時期でもあります。

この時期にはものの取り合いでによりケンカをすることと、自分と相手の体の痛みや心の痛みを体験して対人関係での適応の仕方を学んでいく時期でもあると考えます。このような対人関係での葛

藤体験とそれを乗り越える体験を積んでいない子どもが、思春期になつて対人関係のトラブルで落ち込んでしまい不登校になつたり、ひどいじめをしても平気でいる子どもになる可能性が高いと考えています。

子どもは見守りながらも必要以上に介入せず、繰り返し丁寧に行動の仕方を学んでもらう必要があると考えています。親の行動がモデルになる時期ですので親や周囲の大人は子どもたちに対人関係での良いモデルを示していただきたいと思います。

(2) 個性に対する考え方の問題

いじめの対象となる子どもは、体型や風貌などが異なつていたり、能力的な面での差や人格面での個性がある子どもが対象になります。個性的な特徴が強

い発達障害の子どももいじめの対象になることを多く見かけます。

いじめは個性を尊重しない社会的背景の中で生じやすいとも言えますので、いじめの防止のために個性を理解して尊重する教育や啓発的取り組みが重要と考えます。



障害も一つの個性と考えることができますので、個性を尊重しない社会は障害をも受け入れにくい社会となるのではないでしよう

か。

(3) 防衛機制としてのいじめ

いじめる側といじめられる側に共通した弱さを見いだす場合があります。いつも勉強のことや注意されている子どもが自分よりも勉強ができない子どもを見つけて勉強ができないことをからかうたり攻撃したりする場面です。

これは「投影」という防衛機制で、「自分でも認めがたい欲求や衝動、あるいは弱点などを他人の中に見いだし、それを指摘したり非難することによって、不安を解消すること。自信のない人ほど、他人の欠点を非難したりする。」と説明されています。

他にも「置き換え」という防衛機制があり、「ある対象に向けられていた感情や態度が、別の代理の対象に向けて表現されること。会社の上司に対する不満や敵意を、上司にそのままぶつけるのではなくて、自分の直属の部下に当たつたりすることなどがこれである。」と説明されています。親子関係や友達関係で自分よりも強い立場にある人からのストレスがたまっている子どもが自分より弱い子どもにストレスを発散するよう

があります。ゆとりがなくて父性的な枠組みが強すぎると誰にでも生じやすい現象であると思います。子どもは親をモデルとして同じような行動の仕方を学習していますので、このような現象に気づきながら、受容的で母性的な機能を高めていく必要があると思います。

に攻撃するいじめがこれに当たると思ひます。

このような防衛機制を理解することによりストレスや不安の解消を図ることもいじめの軽減につながると思ひます。

(4) 子どものSOSが伝わりにくい支援を必要としている子どものSOSを親や学校の先生が受けと



められずに不幸な事件になることを時々見かけます。

その第一の理由として、家庭でも学校でも子どもと一緒に関わる時間が少なくなったことがあげられます。

家庭では小学校低学年ぐらいま

では親子で遊びに行くななど、一緒に行動することが多いようですが、高学年ぐらいから家族間の交流が少なくなり、子どもの心情を確認する機会が少なくなっているようです。子どもは塾やクラブ活動に行くことが多くなることや与えられた自分の部屋にいることが多くなる傾向にあります。親の方も仕事に出ることが多くなって、物理的にも時間的にも子どものつらい気持ちを察知する機会が少なくなっているように思ひます。

スクールカウンセラーとして学校に勤務してわかつたことです

が、学校でも先生方の業務が大変忙しい状況にあります。休み時間に子どもと遊んだり話をすればいじめは発見されやすいし、子どものが危機的な心情も察知できると思うのですがその時間があまりとれない状況がうかがえます。

家庭でも学校でも子どもと自由にふれあえるような時間帯を確保することが必要だと思います。

第二に、子どもが親や学校の先生にいじめられてつらい心情を死に訴えても受けとめてくれないことが多いようです。追い詰められた心情をわかってくれると思つていたのに「頑張れ」と励まされたり、客観的に「あなたも問題があつたのではないか」と指導されることがあるようです。心が傷ついた子どもには、励ましや指導よりも子どもの心情に寄り添うという関わりの大切さを確認したいと

思います。

(5) いじめの構造

子育て相談の助言者として参加させていただいたとき、「子育てで一番心配していることは何ですか?」の質問に対し、「うちの子がいじめられていないかが心配である」という回答が多くありました。その心情はよくわかりますが、よく考えてみるといじめられる側よりもいじめに加担する子どもの方がはるかに多いのです。「うちの子がいじめに加担していないか」も考えていただきたい課題であります。

森田洋司先生は「いじめの構造は被害者、加害者、観衆及び傍観者の4層から成つており、ほとんどの子どもは何らかのいじめに関わっている」と言っています。また、河合隼雄先生は「いじめ

は集団の中で一体感を強めるために誰かを犠牲にしていくスケープゴート(いけにえ)としての現象であり、意識的・無意識的にいじめに加担してしまうことがある」と言っています。

いじめ問題は集団全体に関わることであり、加害者と被害者だけでの解決を図るのではなく集団全体の問題として解決を図っていく必要があります。いじめの構造は同和問題の構造と酷似しており、同和問題を生み出した文化が残っているような気がしています。

いずれにせよ、いじめは大きな人権問題であり、学校全体で解決を図らなければならない課題であると考えます。子どもは家庭や地域をモデルにした行動が多く見られますので、家庭や地域を巻き込んだ解決や支援を行うことも必要

になると考えています。

4. いじめの対応策

(1) いじめられた子どもへの心のケア
いじめの被害を受けた子どもは深刻な心の傷を負い、いじめが解消された後も急につらい感情が襲ってくる症状(フラツシユバツク)、勉強や遊びなどにも取り組めなくなる回避症状やボートしてしまい思考や感情が麻痺する症状及び不安や興奮が強くなつて眠れなくなるような過覚醒の症状などが生じるといわれるPTSD(外傷後ストレス障害)症状となつて、将来にわたつて生活に支障を来すことが多くなるようです。
対応に当たつてはいじめられた子どもへの心のケアが優先されまます。できるだけ早い時期での発見と初期対応が有効であります。抑うつになつている子どもには励

ましよりもしつかりとつらい気持ちに寄り添つてあげていただきたいと思います。

子どもの傷ついた気持ちを受容できる深い愛情と信頼で結ばれた人間関係に加えて安心できる居場所を与えて子どもが自分に対する自信を回復することが重要になります。

心のケアに当たつてはスクールカウンセラー等を活用していただければ良いかと思います。

(2) 予防的な視点から

乳幼児期の発達課題をうまく達成して集団に適応できる人格の基礎をつくることが、児童期になつて、いじめをしない子に育て、いじめを受けても対応できる子どもに育てるにつながると考えています。

佐々木正美先生はエリクソンの

発達課題を説明する中で、「乳児期に基本的な信頼感を育て、人を信じる力と自分を信じる力を豊かに身につけ、幼児期には自分の衝動や感情を自制して社会規範を守る『自律性』を身につけることが大切な時期である」と言っています。乳幼児期に自分の価値を知りながら相手の存在を尊重できる人格を形成することにより、いじめに対応できる子どもに育てて欲しいと思います。

家庭では温かいふれあいの機会を多くし、相手を尊重して受け入れるモデルを親が示すとともに、身近な集団生活での倫理や社会規範について話し合つて、生き方につながる家訓のようなルールづくりが必要な時代になつていると考えます。



おてら
おやつ
クラブ

お寺から
「おそなえ」を
「おさがり」として
「おすそわけ」

お寺にお供えされた「おやつ」を、
仏さまから私たちへの「おさがり」として頂戴し、
ご縁のある皆さまへ「おすそわけ」いたします。
お子さまやご友人らと分け合いながら
お召し上がりくださいませ。

おてらおやつクラブに 参加します。

お供えのおやつや果物などを貧困でおやつが買えないご家庭におすそわけする活動です。おやつに限らず、使わなそうな缶詰や乾物など生鮮品でないものを正教寺へお持ちください。詳しくはホームページをご覧ください。

おてらおやつクラブ
<http://otera-oyatsu.club/>